

## 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格申請欄

※登録を受けているものの中から、希望する部門に○印を付してください。

※許認可欄に★のあるものは、登録する業務に必要な許認可証明書(写)を添付してください。

※★印に( )のついている業務について、登録する業務内容が許認可等を必要としない場合は証明書等の提出は不要です。

※入札参加資格審査申請の手引きの「コード表」内にある<添付書類>を参照してください。

※部門ごとの実績の記入が困難な場合は、中カッコ「 」でまとめて表記し、

合算して実績額を記入してください。

※実績がない場合は「実績なし」と記入してください。

該当箇所に○印を付してください。↓

◎過去2カ年の年間平均実績高には消費税を	含みます。	
	含みません。	

○印	コード	業種別分類	過去2カ年の年間平均実績高(単位:千円)
<b>測量・建築士事務所・地質調査業</b>			
	11	★測量業大臣登録	
	21	★建築士事務所 ※建設設備設計事務所含む(大阪府知事登録)	
	22	★建築士事務所 ※建設設備設計事務所含む(他府県知事登録)	
	40	★地質調査業大臣登録	
<b>建設コンサルタント</b>			
	301	★河川、砂防及び海岸・海洋	
	302	★港湾及び空港	
	303	★電力土木	
	304	★道路	
	305	★鉄道	
	306	★上水道及び工業用水道	
	307	★下水道	
	308	★農業土木	
	309	★森林土木	
	310	★水産土木	
	311	★造園	
	312	★都市計画及び地方計画	
	313	★地質	
	314	★土質及び基礎	
	315	★鋼構造及びコンクリート	
	316	★トンネル	
	317	★施工計画、施工設備及び積算	
	318	★建設環境	
	319	★機械	
	320	★電気電子	
	321	★廃棄物	

裏面に続く

補償コンサルタント		
51	★土地調査	
52	★土地評価	
53	★物件	
54	★機械工作物	
55	★営業補償・特殊補償	
56	★事業損失	
57	★補償関連	
58	★総合補償	
計量証明・不動産鑑定士・土地家屋調査士・行政書士		
60	★計量証明事業登録 ※注	
71	★不動産鑑定士登録	
72	★土地家屋調査士登録	
73	★司法書士登録	

**※注** 計量証明事業について

「測量・建設コンサルタント等(コード60)」及び「役務提供等(コード3101、3102等)の2つの領域に申請できます

建設コンサルタント業務に付随する場合は「測量・建設コンサルタント等」に測定・調査・報告を中心とする業務の場合は、「役務提供等」の領域に申請してください。

